

高松市美しいまちづくり審議会規則（平成21年高松市規則第67号）

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）第13条第5項の規定に基づき、高松市美しいまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、高松市美しいまちづくり条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。（平成22年高松市規則第11号により、平成22年3月24日から施行）